平成２５年（フ）第１１６２号
広島市南区大州４丁目12番10―401号
債務者　今井　智子（旧姓渡岡）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
香川県丸亀市土器町西４丁目545番地、申立時の住所香川県丸亀市土器町西６丁目220番地
債務者　藤本　康孝
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６３号
愛媛県宇和島市津島町北灘丁1293番地
債務者　赤松　利治
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県宇和島市津島町北灘丁1293番地
債務者　赤松　光惠
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第６５号
愛媛県宇和島市津島町北灘丁1293番地
債務者　赤松利藤治
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第７９号
愛知県知立市牛田町原山24番地８、前住所愛媛県西予市野村町野村１号100番地
債務者　佐藤　昭彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第７５４号
北九州市戸畑区境川２丁目５番12―203号
債務者　實　　克行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５９号
北九州市小倉北区弁天町７－９―102、住民票上の住所北九州市小倉北区井堀３丁目19番４号
債務者　三藤　秀人
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４９号
大分市都町２丁目５番22号　第２双葉ビル302
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７５号
大分市西春日町６番29号　ミリオーレ春日203
債務者　児玉　康晴
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
大分市大字永興518番地の２、申立時の住所大分市大字永興881番地の１　エクセル悦和７―103
債務者　溝邉　道絵
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
大分市王子中町９番11号　植木ビル202
債務者　田邊　雅彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
宮崎県日向市大字財光寺455番地　アパートメントさくら103号、前住所愛知県一宮市木曽川町門間字下流3553番地グレイスＹＡＳＨＩＲＯ105号
債務者　岩切ハナ子（旧姓川嵜）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３２号
沖縄県石垣市字平得２番地１　グリーンスマイルＩ１Ｂ
債務者　前泊　繁正
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県牛久市ひたち野東１丁目25番地13 1203
債務者　田中ユキオこと　タナカ　ニルトン　ユキオ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
茨城県取手市井野台１丁目11番34―Ａ103号、前住所茨城県取手市戸頭１丁目２番６―602号
債務者　菊池　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係